

第6章 地域生活支援事業の見込み量と取組の方向

1 地域生活支援事業について

障害福祉サービス等は個人へのサービスですが、地域生活支援事業には、啓発や奉仕員の養成など幅広い事業が含まれます。

事業の種類	事業の内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な人について、外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促します。ただし、障害福祉サービスの支給決定を受け、移動の支援を受けることができる人は除きます。また、介護保険制度の対象者は、介護保険制度による移動の支援を利用した上で、なお移動の支援を要する場合に対象となります。
地域活動支援センター	創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の機会の提供などを行う地域活動支援センターを設置します。
相談支援事業	<ol style="list-style-type: none"> 1) 障害者相談支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ・一般的な相談支援 2) 基幹相談支援センター等機能強化事業 <ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センター等への専門的職員の配置 ・地域の相談支援事業者への指導、助言 など 3) 住宅入居等支援事業（居住サポート事業） <ul style="list-style-type: none"> ・入居希望者への手続き、調整の支援 ・家主等への相談、助言 など
日常生活用具給付等事業	日常生活上の便宜を図るため、重度障害者に対し、①介護・訓練支援用具、②自立生活支援用具、③在宅療養等支援用具、④情報・意思疎通支援用具、⑤排泄管理支援用具、⑥居住生活動作補助用具(住宅改修費)を給付します。
意思疎通支援事業	手話通訳者、要約筆記者（パソコンの文字入力を用いた文字通訳を含む）を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業、点訳、音訳等による支援事業など意思疎通を図ることに支障がある障害者等とその他の者の意思疎通を仲介する事業です。
手話奉仕員養成研修事業	手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。

事業の種類	事業の内容
理解促進研修・啓発事業	研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。障害者等の理解を深めるための教室等の開催や、事業所訪問、イベント開催、広報活動などが考えられます。
自発的活動支援事業	障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援することにより、共生社会の実現を図ります。ピアサポート、災害対策活動支援、孤立防止活動支援、社会活動支援、ボランティア活動支援などの支援が考えられています。
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービス利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる障害者のうち、費用の補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難な場合に、その費用を支給する事業です。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、研修や検討会の実施等、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動の支援を行います。
その他の事業 (任意事業)	<ol style="list-style-type: none"> 1) 在宅重度心身障害者（児）入浴サービス事業 家庭内において入浴が困難な状態にある在宅重度障害者(児)に対し、巡回入浴サービスを実施します。 2) 日中一時支援事業 日中の時間帯において、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、学校の空き教室等において、障害者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練その他の支援を行います。 3) 生活サポート事業 介護給付支給決定者以外の人であって、日常生活に関する支援を行わなければ、本人の生活に支障をきたすおそれのある人に対して、ホームヘルパー等を居宅に派遣し、必要な支援（生活支援・家事援助）を行います。 4) 障害者スポーツ支援事業（社会参加促進事業） 市内在住の障害者及び市内の障害福祉サービス事業所等に通所する市外在住の障害者に対して、スポーツ・レクリエーション活動を実施します。

2 地域支援事業の見込み量など

(1) 移動支援事業

① 実績・見込み量

移動支援事業の平成 28 年度の利用者数は 309 人でした。平成 32 年度の移動支援事業の利用者数を 354 人と見込みます。

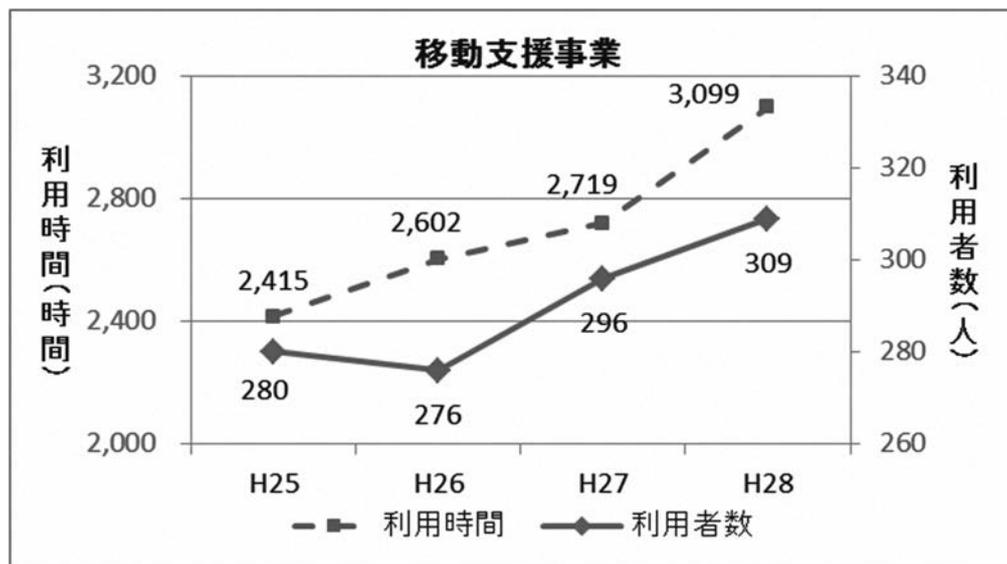
【事業見込み量／1 か月あたりの利用者数、利用時間】

	平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度 (見込)	平成 31 年度 (見込)	平成 32 年度 (見込)
利用者数	309 人	330 人	342 人	354 人
利用時間	3,099 時間	3,354 時間	3,533 時間	3,712 時間

② 見込み量算出の背景

【実績の推移からみる傾向】

移動支援事業の利用者数、利用時間は増加傾向にあります。



【算出の考え方】

移動支援事業は、利用者のニーズが高い一方、多くの事業者からは、行政の支援を求める声が挙がっていることから、サービスの担い手の確保に向けて、ガイドヘルパーの養成研修実施等の方策を検討します。

本市では、移動支援事業の対象として、社会参加、余暇活動に加え、市の独自施策として、障害児の学校への通学、放課後等デイサービスへの通所を移動支援の利用対象としてきましたが、平成 29 年度からは障害者の作業所への通所も利用対象とすることで、障害者の移動の支援、社会参加の促進を図っています。

また、利用者の利便を図るため、2 ヶ月を単位とする利用時間の繰越等を実施していますが、引き続き、外出の支援によって社会参加の機会を提供する事業の目的を達成するため、支給決定の原則を踏まえた、制度の範囲内での利便性の向上を検討します。

(2) 地域活動支援センター

これまで、西東京市には身体障害者を対象とする「保谷障害者福祉センター」、精神障害者を対象とする「地域活動支援センター・ハーモニー」が整備されていましたが、知的障害者を対象とする地域活動支援センターが確保されていない状況だったため、第4期計画では、知的障害者を対象とする地域活動支援センターの確保を重点推進項目とし、平成 28 年度に、「地域活動支援センター・ブルーム」が開設されました。

市内に身体障害者、精神障害者、知的障害者を対象とする地域活動支援センターが整備されたことにより、これらの施設を拠点とした、相談支援体制や日中活動支援の充実を図っている状況にあります。

【事業見込み量／1か月あたり利用者数】

	平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度 (見込)	平成 31 年度 (見込)	平成 32 年度 (見込)
利用者数	293 人	310 人	310 人	310 人

保谷障害者福祉センターでは、身体障害者や高次脳機能障害者に対して、リハビリテーション等のサービスを提供しており、利用者数は年々増加しています。また、高次脳機能障害者への支援においては、医療機関との連携や、相談事業の充実を図っています。

地域活動支援センターの利用者数増加の背景には、これまで、相談支援体制の充実や、障害のある人の社会参加の推進（日中活動等に対する支援）等に取り組んできたことも要因の一つだと考えられます。

一方で、地域活動支援センターの機能としては、地域活動支援センターを通じて、最適な社会資源の利用につなげていくことも必要であると考えられます。

(3) 相談支援事業

西東京市では、基幹相談支援センター（障害福祉課）、相談支援センター・えぼっくを中心に、各地域活動支援センター（保谷障害者福祉センター、ハーモニー、ブルーム）が相談支援を実施しているほか、障害福祉サービスや地域相談支援、障害児通所支援の利用決定にあたり必要となるサービス等利用計画、障害児支援利用計画を策定する特定相談支援事業所、障害児相談支援事業所等が連携し、必要な相談支援の充実を図ります。

住み慣れた地域で安心して暮らしていけるため、関係機関が連携し、機能や各機関の役割について明確にし、本計画期間内に整備することとなる地域生活支援拠点の機能として効率的・効果的に機能する相談支援体制の構築を目指します。

(4) 日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業は、障害者等の日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、社会参加を促進するための用具購入費用を給付する事業です。国の「補装具費支給制度」と比較すると、本事業は市町村が行う地域生活支援事業として規定されており、具体的な対象品目や対象者等が市町村の判断により決められることとなっています。

社会環境の変化や、支援用具開発の状況等を踏まえ、日常生活用具の支給品目の見直しを行うことによって、障害者の日常生活がより円滑に行われ、生活力の向上につながるよう取り組みます。

(5) 意思疎通支援事業

① 実績・見込み量

平成 28 年度の実績および平成 32 年度までの見込みは表のとおりです。

【事業見込み量／利用実人数、年間の延べ派遣件数】

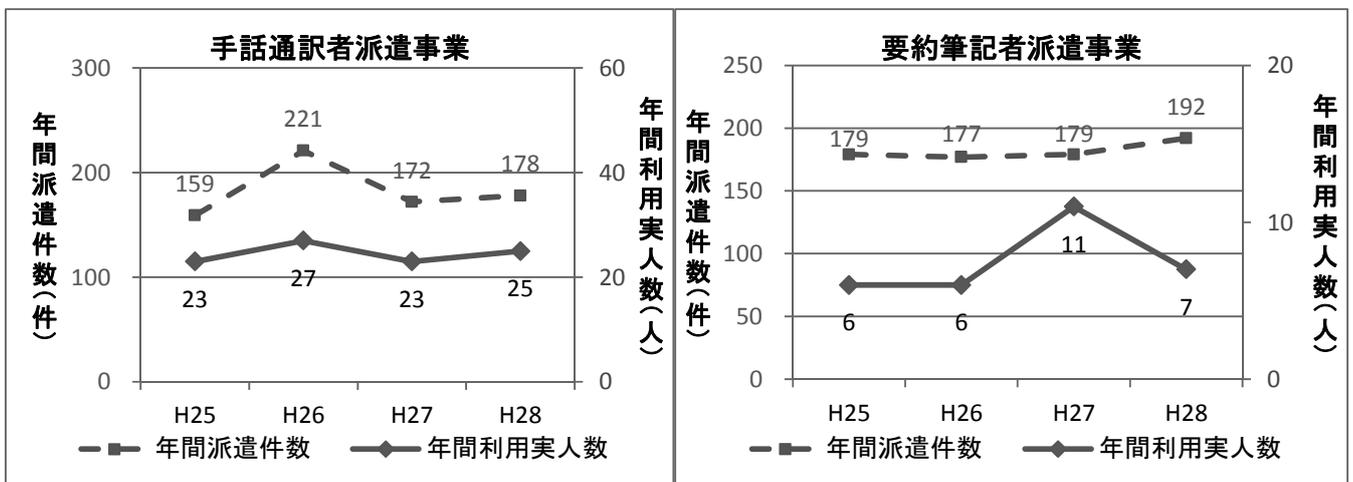
		平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度 (見込)	平成 31 年度 (見込)	平成 32 年度 (見込)
手話通訳者 派遣事業	利用実人数	25 人	25 人	25 人	26 人
	派遣件数	178 件	175 件	175 件	182 件
要約筆記者 派遣事業	利用実人数	7 人	11 人	12 人	12 人
	派遣件数	192 件	275 件	300 件	300 件

② 見込み量算出の背景

【実績の推移からみる傾向】

手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業ともに、年間利用実人数は横ばいとなっています。また、年間派遣件数は、手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業ともに、横ばいからやや増加傾向にあります。

これまでの利用実績から、1 人あたりの派遣件数を、手話通訳者派遣事業では実利用者 1 人あたり 7 件、要約筆記者派遣事業では実利用者 1 人あたり 25 件と算出した上で、今後の社会参加の促進による聴覚障害者への情報保障の充実も考慮し、利用者数及び派遣件数を見込んでいます。



(6) 手話奉仕員養成研修事業

西東京市の登録手話通訳者を目指す方を対象に、全国手話通訳者統一試験に対応した手話通訳者養成講座を実施しています。平成 28 年度は、前年度に比べて初級の修了者が増加しています。

今後、手話奉仕員の人材を更に養成・確保していくために、本事業の周知に努め、継続的に受講者を確保していきます。

[修了者、受講者数／講習時間数]

クラス	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	修了者数 (人)	講習時間数 (時間)	修了者数 (人)	講習時間数 (時間)	受講者数 (人)	講習時間数 (時間)
初級	12	70	19	70	25	70
中級	15	70	12	70	23	70
上級	21	70	12	70	8	70
通訳養成	13	70	8	70	7	70
試験対策	6	30	8	30	15	30

※平成 29 年度の講習時間数は予定時間

(7) 理解促進研修・啓発事業

「西東京市障害者基本計画」の中では、重点推進項目の1つとして「障害や障害のある人への理解の推進」を掲げています。

具体的な施策として、障害福祉に関する講演会の開催や、西東京市市民まつりや障害者週間等のイベントでの普及啓発活動、「障害者総合支援センター・フレンドリー」での地域交流イベントの開催等を実施しています。

(8) 自発的活動支援事業

西東京市では、障害福祉に関する団体の育成及び福祉の向上のため、福祉団体に対する運営費補助を行っています。

また、西東京市内の自主団体が実施している「ペア・ピアカウンセリング」(障害のある子どもを持つ保護者が同じような悩みを持つ保護者の相談相手となる取組)等、障害のある人やその家族が、当事者としての経験や知識を生かして相談を受ける、身近な相談活動への支援を行っています。

(9) 成年後見制度利用支援事業

西東京市では、従来から「権利擁護センターあんしん西東京」において、障害者や高齢者等に対する成年後見の申立支援等を行ってきたところです。今後も引き続き、関係機関と連携し、成年後見制度の利用を支援していきます。

(10) その他の事業

[事業見込み量/利用者数]

	平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度 (見込)	平成 31 年度 (見込)	平成 32 年度 (見込)
在宅重度心身障害者(児) 入浴サービス事業	6人	7人	7人	7人
日中一時支援事業	92人	91人	92人	91人
生活サポート事業	24人	28人	30人	32人
障害者スポーツ支援事業	48人	59人	62人	66人

※年間実利用人数

1) 在宅重度心身障害者(児)入浴サービス事業

自宅の浴室での入浴や、保谷障害者福祉センター等で提供する入浴サービスの利用が困難な方が利用するサービスです。利用者数は5名前後で推移しており、平成28年度には2人増加しましたが、平成28年度実績から大きく変動はないものとして利用者数を見込みます。

2) 日中一時支援事業

平成 25 年度から平成 28 年度にかけては減少傾向にありますが、放課後等デイサービス事業所の整備等の影響があると考えられます。今後も利用者数の大きな変動はないものと考えられます。

3) 生活サポート事業

移動支援事業と併せて支給決定を行っています。臨時的にサービスが必要になったケースで支給することが多く、継続的な利用が少ないのが特徴です。

平成 25 年度から平成 28 年度にかけて、利用実績はやや増加傾向にあります。今後も増加傾向が続くことを推測して利用者数を見込みます。

4) 障害者スポーツ支援事業

障害者スポーツの支援として、障害者施策で、軽運動のスポーツ支援事業と、水泳事業（平成 28 年度から）を実施していますが、事業の周知に努めたこともあり、参加者数は増加傾向にあります。

なお、西東京市では、2020 年に開催される東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を見据えた共生社会の実現のために、スポーツ支援の充実を図っており、スポーツ振興施策としては、年齢や障害の有無に関わらず誰もが参加できる「エンジョイ・ニュースポーツ」事業も実施しています。